

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、産業観光施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「産業観光施設」とは、農林漁業、商工業その他の産業及び観光の振興を図り、又は消費者の利益を擁護する等住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。

（設置）

第 3 条 市は、別表第 1 のとおり産業観光施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第 3 条の 2 産業観光施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる産業観光施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 産業観光施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 産業観光施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、産業観光施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用又は利用の許可の取消し等）

第 3 条の 3 市長は、前条第 1 項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（使用料及び手数料）

第 4 条 市は、別表第 2 の左欄に掲げる産業観光施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄及び右欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

（使用料及び手数料の減免）

第 5 条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

（利用料金）

第 6 条 別表第 3 の左欄に掲げる産業観光施設を利用しようとする者は、当該施設の利用

に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第3の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、産業観光施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用若しくは利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第9条 市長は、産業観光施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該産業観光施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該産業観光施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 北九州国際展示場の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該産業観光施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う産業観光施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 産業観光施設の維持管理に関すること。
- (2) 産業観光施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い産業観光施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、産業観光施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、産業観光施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1(第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
テレワークセンター	広く市民等に情報通信技術の利用の場を提供し、事業の展開、研究開発等への情報通信技術の活用を推進することにより、情報通信産業の振興並びに中小企業者の育成及び支援の強化を図り、もって雇用機会の創出及び産業の活性化に寄与する。	北九州テレワークセンター	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

別表第2(第4条関係)

施設の種類	用途	使用料		備考		
		単位	月額			
テレワークセンター	事務室	1 平方メートルにつき	月額 2,700 円	1 使用料は、使用する月の前月の末日までに納入すること。ただし、使用を開始した月の使用料は、使用開始の際に納入すること。 2 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、1月として計算する。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。		
		作業室	1 時間又はその端数ごとに		500 円	1 会議室(Cを除く。)を2分の1に分割する場合の使用料の額は、規定使用料の5割に相当する額とする。 2 使用料の納入の時期は、別に定める。
					会議室 A	
	B			1,300 円		
	設備・器具	C	3,100 円	使用料の納入の時期は、別に定める		
		映像設備	1時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額		使用料の納入の時期は、別に定める	
		音響設備	1 時間又はその端数ごとに 650 円以下の範囲内で規則で定める額			
その他の設備・器具	1 時間又はその端数ごとに 100 円以下の範囲内で規則で定める額					